

第3 許可地域等における屋外広告物の許可基準

種 類	個 別 基 準
1 壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他開口部を覆わないものであること。
2 突出広告（外壁等から突出しているもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
3 屋上広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの3分の2以下、若しくは20メートル以下であること。 2 地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3 木造建築物に掲げるものでないこと。
4 広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき35平方メートル以下であること。 2 高さは、10メートル以下であること。 3 自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側500メートルを超え1,000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える地域に設ける広告物 300メートル以上 (2) 条例第3条第1項第5号の知事が指定する道路又は鉄道の区間（上記(1)に規定する知事の指定する道路の区間を除く。）の両側100メートルを超え500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物 100メートル以上
5 広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、合計70平方メートル以下であること。 2 高さは、15メートル以下であること。 3 自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側500メートルを超え1,000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える地域に設ける広告物 300メートル以上

種 類	個 別 基 準
	<p>(2) 条例第3条第1項第5号の知事が指定する道路又は鉄道の区間（上記(1)に規定する知事の指定する道路の区間を除く。）の両側100メートルを超え500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物 100メートル以上</p>
6 サイン・ポール（支柱が1本で釣り下げるもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。 2 高さは、7メートル以下であること。
7 気球広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2 掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 気球に補助綱があること。
8 広告用垂幕	<p>広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の2分の1を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。</p>
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること。 4 突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10 バス停標識	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置場所は、歩車道の区分のある道路歩道上又は歩車道の区分のない道路における待避所等であつて交通に支障のない場所であること。 2 規格は、高さ3メートル、幅0.45メートルをそれぞれ超えないこと。 3 広告面は進行車両に対向せず、かつ、車道に面していない2面に限定するものとし、表示面積（1面）は0.2平方メートル以下であること。

種 類	個 別 基 準
	<p>4 広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面（1面）の広さの3分の1程度でその位置は、照明表示ボックスの最下段とする。</p> <p>5 条例第3条に規定する禁止地域においては、バス停標識に広告物を添架してはならない。</p>
11 バス車体広告	<p>路線バスに表示する広告物は、自動車の側面に表示するものについては6個以下、後部のクーリングユニットカバー部分に表示するものについては2個以下、後部のその他部分に表示するものについては2個以下であること。</p>
12 はり紙	<p>大きさは、1平方メートル以下であること。</p>
13 はり札	<p>大きさは、1平方メートル以下であること。</p>
14 立看板	<p>大きさは、2平方メートル以下であること。</p>
15 のぼり	<p>大きさは、2平方メートル以下であること。</p>
16 その他のもの	<p>知事が適当と認めたもの。</p>